

九州大学における成果活用事業者への支援に伴い取得する株式等の取扱いに関する規程

平成26年度九大規程第124号

制定：平成27年 3月31日

最終改正：令和 6年 3月29日

(令和5年度九大規程第94号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学(以下「本学」という。)において、大学等(国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、公益法人等の非営利法人をいう。以下同じ。)の研究開発成果の普及及び活用を促進し、もって本学の研究開発能力を強化し連続的なイノベーションの創出に寄与することを目的として、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号。以下「法」という。)第34条の4第1項に規定する本学の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下「成果活用事業者」という。)の支援を行う場合において、支援の対価として株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援 法第34条の4第2項に規定する大学の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援をいう。
- (2) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (3) インサイダー取引 金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)第166条に規定する有価証券の取引等をいう。

(受入の基準)

第3条 本学は、成果活用事業者から支援の対価として、株式等による支払いの申し出を受けた場合において、大学等の研究開発成果の普及及び活用の促進を図るため適当であると認められるときは、支援の対価の全部又は一部を株式等で収納することができるものとする。

(審査手続)

第4条 支援の対価として、株式等による支払いの申し出をしようとする成果活用事業者は、次の各号に掲げる事項を書面等により学術研究・産学官連携本部長あてに提出するものとする。

- (1) 成果活用事業者の住所及び代表者名
- (2) 事業化しようとする研究開発成果の概要
- (3) 支援対象及び株式等による支払いを申し出る理由
- (4) 支援の対価とする株式等の内容
- (5) その他必要な事項

2 学術研究・産学官連携本部長は、前項の申し出について、審査するため、九州大学産学官連携戦略会議規程(令和3年度九大規程第157号)第8条に基づき、産学官連携戦略会議のもとに、専門家会議を置く。

3 専門家会議の構成その他必要な事項は、別に定める。

4 専門家会議は、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案の上、支援の対価の全部又は一部を株式等で収納することについて審査を行い、産学官連携戦略会議に報告する。

5 産学官連携戦略会議は、専門家会議の議に基づいて、前項により報告のあった事項について審議する。

6 総長は、産学官連携戦略会議の審議を経て、当該成果活用事業者への支援の対価の全部又は一部を株式等で収納することについて決定する。

(株式等の管理)

第5条 株式等を取得した場合には、国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程（平成16年度九大会規第2号。以下「規程」という。）の定めるところにより管理することとする。

(議決権の行使)

第6条 株式を発行する成果活用事業者（以下「発行会社」という。）の株主総会においては原則として議決権を行使しない。ただし、議決権を行使しないことにより当該発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合においては、総長が議決権を行使するものとする。

(株式等の評価替え)

第7条 株式等は規程の定めるところに従って、評価替えを行うものとする。

2 株式等の発行会社の倒産等によって株式等が財産的価値を有しないことが明確になった場合は、当該株式等を規程に従って処理するものとする。

(未上場株式の売却)

第8条 本学が保有する株式のうち、日本国内外の証券取引所に上場していない株式について第三者から買い取りの申し出があった場合には、当該株式の売却の適否について、総長が決定するものとする。

(上場株式の売却)

第9条 本学が保有する株式のうち、日本国内外の証券取引所に上場することとなった株式は、上場後速やかに売却するものとする。

2 前項の株式を売却する際には、インサイダー取引防止の観点から有価証券処分信託等の適切な売却方法を選択するものとする。

(新株予約権の行使)

第10条 本学が保有する新株予約権については、当該予約権の行使が可能となり次第直ちに当該予約権を行使し、株式を取得するものとする。

2 前項により当該予約権を行使する場合には、当該株式会社との新株予約権割当契約書等の契約内容を遵守しなければならない。

(インサイダー取引の防止)

第11条 株式等の適正な売却を行うため、利益相反マネジメント委員会において、株式等の発行会社に出資、兼業、共同研究等を通して関与する職員等（以下「大学関係職員」という。）に対して、インサイダー取引に該当しないか等、株式の保有状況等を個別に調査・確認するものとする。

2 本学は、金融商品取引法その他の法令等を遵守するとともに、大学関係職員からの情報によって、株式等の売却を恣意的に遅延してはならない。

(実施補償金の配分)

第12条 支援の対価として株式等を取得した場合における当該発明者等への実施補償金については、九州大学知的財産取扱規則実施細則（平成27年度九大細則第1号）の定めるところによる。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第29号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第88号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第36号）

この規程は、令和2年12月10日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第34号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第164号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第15号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第94号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。